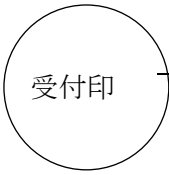


償却資産課税標準の特例適用資産届出書

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  年 月 日 長 宛て </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※整理番号 </div> </div>								
特例規定 地方税法第349条の3 第 項第 号 地方税法附則第15条 第 項第 号		所有者住所 <small>{ 法人にあつては、主たる事務所の所在地 }</small>		所有者氏名 <small>{ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 }</small>				
		資産所在地 この届出書に応募する者の係及び氏名						
合 計								
使用状況	事由発生年月日		年 月 日					
備考欄								
※職員記入欄					課長	主幹	係長	担当

備考

- 1 次の書類を添付し、原則、京都地方税機構に提出してください。なお、先端設備等導入計画に基づいて取得した新規設備の固定資産税（償却資産）の課税標準の特例適用の場合については、資産所在地の市町村に提出してください。
 - (1) 課税標準の特例を受ける理由を証明する書類(各種申請書・届出書・検査証・免許証・許可書等の写し・パンフレット・写真・仕様書・設計書・処理工程図・所在図等のうち必要なもの)
- 2 この届出書は申告事由発生の日から速やかに提出してください。
- 3 発生事由が、新規取得の場合は1を、中古取得の場合は2を、移動による受入れの場合は3を、その他の場合は4を「発生事由」欄に記入してください。
- 4 ※印欄は記入しないでください。